

(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本市が所有する歴史資料の効果的な活用を図るとともに、郷土の歴史を学ぶことができる(仮称)郡山市公文書・歴史情報館の基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するに当たり、有識者から意見を聴くため、(仮称)郡山市公文書・歴史情報館基本構想に係る懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) (仮称)郡山市公文書・歴史情報館の備えるべき機能・立地等に関すること。
- (2) (仮称)郡山市公文書・歴史情報館の資料の保存及び活用に関すること。
- (3) (仮称)郡山市公文書・歴史情報館の組織体制の整備に関すること。
- (4) その他基本構想の策定に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内に住所を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の任期は、基本構想の策定が終了するまでとする。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が議長となる。

2 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月7日から施行し、基本構想の策定が終了したときは、その効力を失う。